

大磯町議会会議規則の一部を改正する規則

大磯町議会会議規則(昭和41年大磯町議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第14章 会議録

第110条(会議録の記載事項)

第111条(会議録署名議員)

第15章 協議又は調整を行うための場

第112条(協議又は調整を行うための場)

第16章 議員の派遣

第113条(議員の派遣)

第17章 補則

第114条(会議規則の疑義)

」

を

「第14章 公聴会

第110条(公聴会開催の手續)

第111条(意見を述べようとする者の申出)

第112条(公述人の決定)

第113条(公述人の発言)

第114条(議員と公述人の質疑)

第115条(代理人又は文書による意見の陳述)

第15章 参考人

第116条(参考人)

第16章 会議録

第117条(会議録の記載事項)

第118条(会議録署名議員)

第17章 協議又は調整を行うための場

第119条(協議又は調整を行うための場)

第18章 議員の派遣

第120条(議員の派遣)

第19章 補則

第121条(会議規則の疑義)

」

に改める。

第114条を第121条とする。

第 17 章を第 19 章とする。

第 113 条を第 120 条とする。

第 16 章を第 18 章とする。

第 112 条を第 119 条とする。

第 15 章を第 17 章とする。

第 111 条を第 118 条とし、第 110 条を第 117 条とする。

第 14 章を第 16 章とし、第 13 章の次に次の 2 章を加える。

第 14 章 公聴会

(公聴会開催の手続)

第 110 条 議会が、法第 115 条の 2 第 1 項の規定により、会議において、公聴会を開こうとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 議長は、前項の議会の議決があったときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第 111 条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第 112 条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長は、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第 113 条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第 114 条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第 115 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

第 15 章 参考人

(参考人)

第 116 条 議会が、法第 115 条の 2 第 2 項の規定により、会議において、参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

- 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 参考人については、第 113 条（公述人の発言）、第 114 条（議員と公述人の質疑）及び第 115 条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。
別表中「(第 112 条関係)」を「(第 119 条関係)」に改める。

附 則

この条例は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

平成 25 年 2 月 15 日提出

提出者 大磯町議会運営委員会委員長 高 橋 英 俊